

★ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく職員に対する子ども手当の支給に関する事務の取扱規則（規則第四十五号）（人事課）

一 制定の理由

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、職員に対する子ども手当の支給に関し、必要な事項を定めた。

二 規則の内容

- 1 知事の権限に属する事務を関係機関に委任するとともに、事務の集約化を図るため、教育委員会の事務部局の職員、県立学校の教職員及び県費負担教職員並びに警察の職員を除く職員の子ども手当の認定に係る事務を知事が行うこととした。
- 2 子ども手当の支払は、給料の支給日に併せて行うこととした。

三 施行期日

平成二十三年十月一日